

プロジェクト リース

項目 貸手の基本となる会計処理（会計処理の検討）

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。また、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、質問 2（開発にあたっての基本的な方針（貸手の会計処理））及び質問 17（ファイナンス・リース）に関連して、本公開草案に寄せられたコメントのうち、開発にあたっての基本的な方針（貸手の会計処理）に関して、貸手のファイナンス・リースに関する会計処理について企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）と整合性を図る論点について検討を行うことを目的としている。

II. 第 514 回企業会計基準委員会及び第 137 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

3. 第 514 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 14 日開催）及び第 137 回リース会計専門委員会（2023 年 11 月 13 日）開催）では、貸手の基本となる会計処理について、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（以下「第 2 法」という。）の廃止に同意する意見があった一方で、次の意見が聞かれた。

(1) 貸手の会計処理に関して第 2 法を残さない点について収益認識会計基準で割賦基準が認められなくなったことを理由とすることは適切ではないとの意見

- ① 収益認識会計基準において割賦基準が廃止された背景として、割賦販売においてはほとんどの企業が割賦基準を採用していなかったため反対意見が少なかったと考えられる。一方、リースにおいては第 2 法を採用している企業は多く影響が大きいため、収益認識会計基準との整合性で第 2 法を廃止するというのは理解を得られ難い。
- ② 貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としていない場合のファイナンス・リースでは、通常、金利のみが利益となり、当該金利部分は期間の経過とともに発生することから割賦基準とは異なるものである。この

ため、第2法を残すか否かの議論は割賦基準の議論ではなく、割賦基準が廃止されたことのみを理由として第2法を認めないと説明するのは適当ではない。

- ③ 貸手が原資産と同一の製品又は商品を販売することを主たる事業としていない場合のファイナンス・リースでは、売上高と売上原価を総額で計上することが適当ではないことの説明で対応すべきである。

(2) リース会社の売上高の規模を表す観点から第2法を残すべきとの意見

- ① 第2法が廃止された場合、リース会社を前提にすると、ファイナンス・リースについては利息相当額を純額で計上、中途解約又は期間満了時の物件売却時は売上高を総額で計上、オペレーティング・リースでは一律で売上を総額で計上することとなり、売上高がリース会社の規模を表さないことになる。
- ② 第2法の廃止は国際的な比較可能性を確保するという観点からは理解できるが、粗利益では従来から比較可能性は確保できているため得られるベネフィットは限定的となると考えられる。

(3) 財務諸表の国際的な比較可能性の観点で第2法を維持したとしても支障は生じないとの意見

- ① 財務諸表の国際的な比較可能性を損なうほどの重要な影響はないため、第2法を代替的な会計処理として認めることも検討してはどうか。
- ② 第2法により会計処理を維持したとしても純額処理した場合の数値を注記する等で、国際的な会計基準との整合性については対応可能ではないか。

(4) 第2法の廃止によるコスト増加は限定的とされているが、ファイナンス・リースの会計処理が大きく変わってしまうためシステム対応など財務諸表作成者の事務コスト増加は無視できないことが想定されることから、コストがベネフィットを上回る。

III. 対応案の検討

収益認識会計基準で割賦基準が認められなくなったことを理由とすることは適切ではないとの意見

- 4. 企業会計基準適用指針第16号第101項では、借手に関する文脈ではあるが、所有権移転外ファイナンス・リースの性格について次のことが記載されている。

- (1) 「経済的にはリース物件の取得及び取得のための資金調達と類似の性格を有する一方で、法的には賃貸借の性格を有し、また、役務提供が組み込まれる場合が多く、複合的な性格を有する。」
 - (2) 「フルペイアウトではあるが、リース物件の耐用年数とリース期間は異なる場合が多く、また、リース物件の返還が行われるため、物件そのものの売買というよりは、使用する権利の取得の性格を有する。」
 - (3) 「借手が資産の使用に必要なコスト（リース物件の取得価額、金利相当額、役務提供相当額など）を、通常、契約期間にわたる定額のキャッシュ・フローとして確定する。」
5. 前項(1)の複合的な性格を有し役務提供が組み込まれる場合が多い点については、本会計基準案等では、リースの定義及びリースの識別について国際的な会計基準と整合性を図ったことに伴い現状よりも役務提供等が含まれるケースが増加する可能性があることを踏まえ、貸手においてもリースを構成する部分とリースを構成しない部分を分けて会計処理を行うことを提案している（本会計基準案第 26 項及び本適用指針案第 9 項）。したがって、所有移転外ファイナンス・リースが複合的な性格を有するとしても、その貸手の会計処理については、リースを構成する部分（リース物件）に係る会計処理をどのように行うかが論点となると考えられる。
6. 以下では、本資料第 3 項(1)②及び③の意見を踏まえ、リースが製品又は商品を販売する手法として用いられる場合とリースが金融取引の性格が強い場合に分けて検討を行う。

（リースが製品又は商品を販売する手法として用いられる場合の検討）

7. 製造業、卸売業等を営む企業が製品又は商品を販売する手法としてリース取引を利用する場合¹、次項で記載する重要な金融要素を除くと、通常の製品又は商品の販売取引（割賦販売取引を含む。）とファイナンス・リースとでは、財又は原資産の引渡等により当該財又は原資産の支配が顧客又は借手に移転し、当該移転の時点で顧客又は借手が当該財又は原資産の使用による経済的利益（のほとんどすべて）を享受できる点で経済的に類似していると考えられる。
8. ここで、リースにおける第 2 法は割賦販売取引の会計処理との対比から認められてきた経緯があると考えられる（企業会計基準適用指針第 16 号第 122 項及び第 123 項）²。割賦

¹ 例えば自動車リースを行う企業がファイナンス・リースの貸手となる場合、割賦販売の方法に合わせて第 1 法又は第 2 法が適用されていると考えられる。また、その他の製造業、卸売業等を営む企業がファイナンス・リースの貸手となる場合にも同様に第 1 法又は第 2 法のいずれかの方法が採用されていると考えられる。

² 企業会計基準適用指針第 16 号には以下の記載がある。

の会計処理については、企業会計原則注解(注6)では「割賦販売は通常の販売と異なり、その代金回収の期間が長期にわたり、かつ、分割払であることから代金回収上の危険が高いので、貸倒引当金及び代金回収費、アフター・サービス費等の引当金の計上について特別の配慮を要するが、その算定に当っては、不確実性と煩雑さを伴う場合が多い。従って、収益の認識を慎重に行うため、販売基準に代えて、割賦金の回収期限の到来の日又は入金の日をもって売上収益実現の日とすることも認められる。」とされている。

9. これに対して、収益認識会計基準では、契約の真正性³を判定する際の顧客の支払能力及び対価の支払意思の考慮(収益認識会計基準第19項(5))を除き、収益の認識時期について履行義務の充足(履行義務を充足した時又は充足するにつれて)によることとされている(収益認識会計基準第35項)。このため、貸倒引当金及び代金回収費、アフター・サービス費等の引当金の算定にあたっての不確実性や煩雑さの観点から収益の認識を慎重に行うという考え方は採られていないと考えられる。
10. 本会計基準案BC12項に記載のとおり、貸手の会計処理については収益認識会計基準との整合性を図ることを基本的な方針としている。前項を踏まえると、製造業、卸売業等を営む企業が製品又は商品を販売する手法としてリース取引を利用する場合には、ファイナンス・リースの貸手における収益の会計処理については、収益認識会計基準における履行義務の充足による収益の認識に関する考え方と整合を図ることが適当であると考えられる。
11. 本資料第7項から前項までを踏まえると、第2法は、企業会計基準適用指針第16号第122項で記載されていたように、「リース期間中の各期の受取リース料を売上高として計上する方法であり、従来行われてきた割賦販売の処理を想定している。」とされていることから、リースが製品又は商品を販売する手法として用いられる場合の貸手の会計処理について、第2法を維持する理由はないと考えられる。

122. (略)(1)の方法(事務局注:第1法)は、リース料総額をリース取引開始日に売上高として計上する方法であり、主として製造業、卸売業等を営む企業が製品又は商品を販売する手法としてリース取引を利用する場合を想定している。(2)の方法(事務局注:第2法)は、リース期間中の各期の受取リース料を売上高として計上する方法であり、従来行われてきた割賦販売の処理を想定している。(3)の方法(事務局注:第3法)は、売上高を計上せず、利益の配分のみを行う方法であり、リース取引が有する複合的な性格の中でも、金融取引の性格が強い場合を想定している。リース料総額とリース物件の現金購入価額の差額は受取利息相当額として取り扱い、リース期間にわたり各期へ配分する。この受取利息相当額の金額は(1)から(3)のいずれの方法を採用しても同額であり、各期の利益は同額となる。

123. 前項(1)及び(2)の方法は、いずれも割賦販売取引において、一般的に採用されている方法である。いずれの方法を採用するかは、割賦販売取引において当該企業が採用している方法と原則として同一の方法とすることとした(第51項及び第61項参照)。

³ 契約の識別にあたって契約が有効で真正の取引を表すものかどうかを判断することを求められている(IFRS第15号BC43項)。

12. また、収益認識会計基準においては、収益の額の算定について顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には取引価格の算定にあたって金利相当分の影響を考慮することが定められている（収益認識会計基準第 57 項）。この重要な金融要素に関する取扱いとの整合性を考慮すると、製造業、卸売業等を営む企業が製品又は商品を販売する手法としてファイナンス・リースを利用する場合、リース開始日に貸手のリース料からこれに含まれている金利相当分を控除した金額で売上高を計上することが適当であり、金利相当分はリース期間にわたり計上することが適当であると考えられる。

(リースが金融取引の性格が強い場合の検討)

13. 所有権移転外ファイナンス・リースにおける「複合的な性格」に関して、契約に役務提供が組み込まれる場合には、本資料第 5 項に記載のとおり本会計基準案等ではこれを区分して会計処理を行うことを求めている。また、リースを主たる事業としている企業においては、ファイナンス・リースの貸手のリース料に原資産の販売益相当額が含まれず、リースが金融取引の性格が強い場合に該当すると考えられる。
14. 金融取引の性格が強い場合のリースについては、以下を考慮すると、第 2 法と同様の会計処理を認め続ける理由がないと考えられる。
- (1) リース料の回収額総額を売上高として計上することはリース債権又はリース投資資産に含まれる元本相当額を取引価格の一部として収益に認識することとなり、リースの貸手の経済実態を財務諸表に適切に反映しないと考えられる。
 - (2) 収益認識会計基準において、収益認識の時期に関して割賦取引における回収基準のように回収の都度収益を計上する会計処理が認められない中で、リース料の受取の都度売上高を計上する論拠がなくなっている。
 - (3) 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 19 号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（以下「業種別監査委員会報告第 19 号」という。）では、ファイナンス・リースに類似する金融型割賦については貸付取引等の金融取引と同様と捉えられている。なお、業種別監査委員会報告第 19 号改正案では、リース業においても、金融型割賦及び販売型割賦に含まれる金利部分の処理について、「(5) 割賦基準の取扱い」の当面の取扱いを引き継がないことが提案されている。⁴

⁴ 現行の業種別監査委員会報告第 19 号では、リース業における金融型割賦の会計処理について次の記載がある。

(4) 金融型割賦の取扱い

金融型割賦の会計処理については、その経済実態（金融機能）を適切に財務諸表に反映させるため、貸付取引等の金融取引と同様の処理を適用することが適当と考えられる。（略）

(5) 割賦基準の取扱い

いわゆる割賦基準は、企業会計原則注解（注 6）によって、「割賦販売」について「収益の認識を慎

リース会社の売上高の規模を表す観点から第2法を残すべきとの意見

15. 本資料第3項(2)①及び②の意見については、表示の観点で次の問題意識が聞かれているものと考えられる。
 - (1) 売上高にファイナンス・リースとオペレーティング・リースが合算されて表示されてしまうことへの懸念（本資料第3項(2)①参照）
 - (2) 財務諸表の比較可能性の観点において粗利益で情報開示がなされているとの指摘（本資料第3項(2)②参照）
16. 財務諸表に表示する額は目的適合性のある測定値に基づいた額であるべきと考えられるところ、本資料第13項に記載のとおりリースを主たる事業としている企業が扱うファイナンス・リースについては、金融取引に係る収益として純額で売上高に表示することが目的適合性のある情報を提供することにつながると考えられる。
17. 前項を踏まえ、本資料第15項(1)の懸念に対しては、損益計算書において売上高を区分して表示することは妨げられていないため、例えばファイナンス・リースから生じる収益とオペレーティング・リースから生じる収益を区分して表示することにより対応は可能であると考えられる。このため、本会計基準案では、ファイナンス・リースに係る販売損益とオペレーティング・リースに係る収益を損益計算書において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することを求めている(本会計基準案第51項)。また、リース取引高(ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースに係る受取りリース料)の開示が財務諸表利用者にとって有用な情報となるのであれば、本適用指針案において追加で注記事項として定めることも考えられる。
18. 本資料第15項(2)の意見に対しては、収益認識会計基準第92項において「売上高、営業収入等、その呼称は業種や取引の種類により異なるが、収益は、企業の主な営業活動からの成果を表示するものとして、企業の経営成績を表示するうえで重要な財務情報と考えられる」と記載があり、損益計算書のトップラインであるリースに係る収益についても同様のことが当てはまると考えられる。したがって、粗利益で国際的な比較可能性が確保されていけば足りるということにはならないと考えられる。

第2法を代替的な会計処理として認めても、財務諸表の国際的な比較可能性を損なう

重に行うため」容認された処理であるが、ここにおける「割賦基準」は、上述割賦販売取引の分類に照らせば、販売型割賦においてのみ適用されるべきものと考えられる。したがって、販売型割賦の会計処理について、販売者としての利益部分に割賦基準を適用している場合には、企業会計原則注解(注6)の趣旨に照らして、監査上妥当なものとして判断した。

一方、金融型割賦及び販売型割賦に含まれる金利部分の処理については、上述(4)に基づき金融取引として処理することが適当と考えられる。しかしながら、会計処理の変更に当たってはシステム対応等の事務処理体制の整備等に相当の時間が必要と考えられることから、当面、従来採用していた会計処理を継続していても監査上妥当なものとして取り扱うことができることとした。

ほどの重要な影響はないとの意見

19. 本資料第3項(3)①の意見は、財務諸表の国際的な比較可能性を損なうほどの重要な影響がないため、リース業においては第2法を代替的な会計処理として認めてはどうかという意見であると考えられる。また、第3項(3)②の意見は、第2法を維持したとしても注記により国際的な会計基準との整合性が一定程度確保されるとの意見であると考えられる。
20. 本資料第18項に記載しているとおおり、収益は企業の主な営業活動からの成果を表示するものとして、企業の経営成績を表示するうえで重要な財務情報であり、目的適合性のある測定値に基づいた額で計上されていないことは、損益計算書における収益の額が国際的な会計基準と異なっているとの指摘につながり得る可能性があると考えられる。したがって、資料第3項(3)②の意見についても、国際的な会計基準との整合性を図る観点では対応として十分とはいえないと考えられる。

第2法を維持しないことによるコストがベネフィットを上回るとの意見

21. 本資料第3項(4)の意見については、確かに第2法を採用していた企業に会計処理の変更に關する一定のコストが生じると考えられるが、リースが金融取引の性格が強いのであれば第3法を適用し純額で売上高に表示することが目的適合性のある情報を提供することになり、ひいては国際的な会計基準との整合性も図られる利点もあり、第2法を維持しないことのベネフィットはコストを上回ると考えられる。

対応案

22. 上述の検討を踏まえ、リースが製品又は商品を販売する手法として用いられる場合及びリースが金融取引の性格が強い場合のいずれにおいても、第2法を踏襲しない本公開草案の提案を変更しないことが考えられる。
23. また、第2法を本適用指針案に引き継がないことの理由の結論の背景への記載の対応は次のとおりとすることが考えられる。
 - (1) 製造業、卸売業等を営む企業など製品又は商品を販売する企業においては本資料第9項に記載のとおり収益認識会計基準において割賦基準の考え方は残されていないこと、また、本資料第14項(2)に記載のとおりリースが金融取引の性格が強い場合においても割賦基準の会計処理を準用したような会計処理を認める論拠がなくなっていることから、本適用指針案 BC100 項等の記載内容について修正する必要はないと考えられる。
 - (2) 一方、次の点については検討の経緯を補足する観点から記載を追加することが考えられるがどうか。

- ① 本適用指針案の結論の背景で記載している収益認識会計基準の整合性を図った点については、収益の認識時期（履行義務の充足）に関する内容（本資料第9項参照）の内容と収益の額の算定（重要な金融要素）に関する内容（本資料第12項参照）に書き分ける（審議事項(8)-2-2 参考資料の本適用指針案の修正案 BC99 項から BC99-2 項参照）。
- ② リースが金融取引の性格が強い場合の第2法を維持しないこととの関係について、本資料第14項(1)の内容を追加する（審議事項(8)-2-2 参考資料の本適用指針案の修正案 BC101 項参照）。

ディスカッション・ポイント

本資料第22項及び第23項の対応案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙 本公開草案の抜粋**【本会計基準案】**

26. 借手及び貸手は、リースを含む契約について、原則として、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行う（適用指針[設例 7]）。
51. 次の事項について、損益計算書において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記する。
- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額）
 - (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
 - (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるもののみを含める。）

【本適用指針案】

9. 借手及び貸手は、リースを含む契約について、原則として、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行う（会計基準第 26 項）。

以 上